

## **第15回まちづくり町民会議次第**

日時：平成21年2月25日（水） 午後7時～  
場所：高田庁舎 第3会議室

### **1 開 会**

### **2 座長あいさつ**

### **3 協議事項**

（仮称）会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例案の提言について

### **4 その他の 次回のまちづくり町民会議**

日時：平成21年3月11日（水）午後7時～

場所：役場高田庁舎 第3会議室

### **5 閉 会**



# 第15回まちづくり町民会議

H21. 2. 25

## 意見交換会で明らかになった課題

1. ビジョン(全体像)を示して、この条例の位置づけを明確にすべき
2. 議会との関係をどう整理するか
3. 住民投票についてどう整理するか
4. 行政活動の定義を分かりやすい表現に
5. 対象の除外規定の見直し
6. 検証する仕組み(組織)について
7. 「地方自治の本旨」について
8. 条例のタイトルについて

# 「会津美里町みんなの声をまちづくりに いかす条例」のあり方に関する提言書

まちづくり町民会議

H21.3

## 提言①

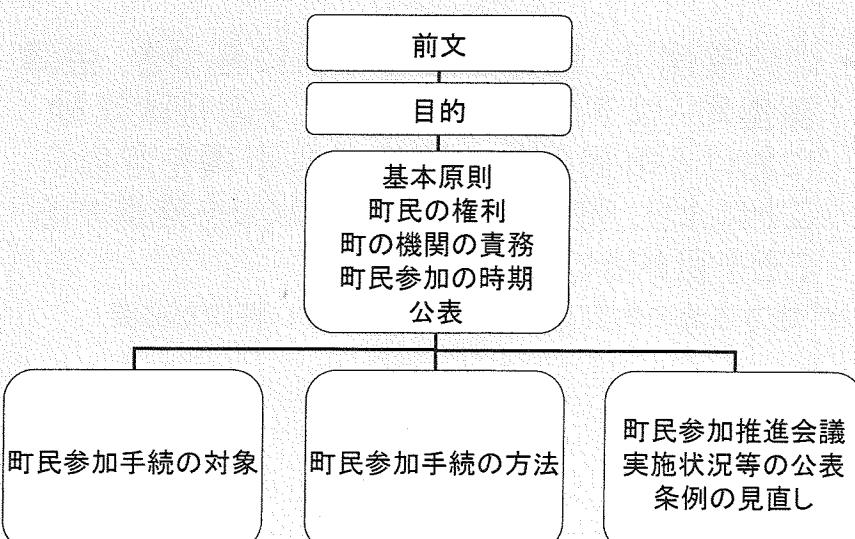
- ・ この条例案は、町民主体のまちづくりを目指して、行政活動への町民参加の具体的な仕組みとして、条例に盛り込むべき基本的な方針を示したもので  
す。
- ・ まちづくりは、行政のみならず、町民の代表である議会や町民の自主的な活動など様々な担い手がありますが、町民主体のまちづくりへの第一歩として、行政活動を対象としたものです。
- ・ 今後、町民と議会、行政がともにまちのあり方について話し合いを進め、その実践を積み重ねていくとともに、自治の仕組みを基本条例等により明確にすることを望み、以下の意見を付して提言します。

## 提言②

- 付帯意見

- この提言を最大限尊重して条例を制定するとともに、条例に基づく適正な執行に努めること。
- この条例の対象外である議会や町民の自主的な活動(NPO, ボランティア活動等)のあり方についても、条例の制定を見据えた検討を進めること。
- 住民投票制度は、重要な町民参加制度であり、別途、常設型の住民投票条例制定に向けた検討を進めること。
- 町民参加の前提となるのは情報公開の充実であり、町民への分かりやすい情報提供を進めること。

## 条例の構成



## 前文

- ・私たちの町は、緑あふれる森林と田園風景が広がる自然豊かな美しい町です。
- ・私たち町民は、みんながこれまで育んできた自然や伝統・文化を大切にしながら、次の世代へ継承していくとともに、未永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。
- ・そのために私たちは、自らの選択と責任に基づき、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めて行かなければなりません。
- ・このような町民主体のまちづくりを進めるためには、行政のもつ情報の積極的な公開を進めるとともに、町民が行政活動に参加する仕組みづくりが必要です。
- ・町民の声をいかしたよりよいまちづくりの実現に向けて、行政活動への町民参加の具体的な取り決めをまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここにつくります。

## 目的

- ・この条例は、地方自治の本旨に基づき、会津美里町(以下「町」といいます。)の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

※「地方自治の本旨」について分かりやすい解説が必要

## 定義①

- 町民
  - 町内に住所を有する者、町内の事務所及び事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者、本町に対して納税義務を有する者、その他利害関係を有する者をいいます。
- 町の機関
  - 町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

## 定義②

- 行政活動
  - 町民の幸せを実現するために、町の機関が行うあらゆる活動をいいます。
- 町民参加
  - 行政活動に関し町民が意見を述べ、提案することにより、よりよいまちづくりを推進することをいいます。
- パブリックコメント（意見公募）手続
  - 町の機関が作成した行政活動の素案について公表し、広く町民の意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいいます。

## **基本原則**

- 町の機関は、町民参加の推進を図ることにより、町民のもつ多様な知識と社会経験を生かして行政活動を行うことを基本原則とします。

## **町民の権利**

- すべての町民は、まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有するものとします。

## 町の機関の責務

- 町の機関は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、積極的な情報公開とその十分な説明を行うとともに、行政活動への町民参加の機会の提供に努めなければなりません。

## 町民参加の時期

- 町民参加手続は、町民の意見等を行政活動に生かすことができるように、適切な時期に行わなければなりません。

## 公表

- 町民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によるものとします。ただし、緊急の場合又は資料等の公表については、広報紙への掲載による公表を省略することができるものとします。
  - 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
  - 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表
  - 町のホームページを利用しての必要事項の全部又は概要の公表
  - その他必要と認める方法による公表
- 公表する事項が不開示情報（会津美里町情報公開条例第7条に規定する不開示情報）に該当するときは、その事項について公表しないものとします。

## 公表項目整理表

具体的な公表項目	窓口での供覧・配布	広報紙への掲載	HPへの掲載
検討会議の構成員の氏名	●	●	●
検討会議の開催日時・場所・議題	●	●	●
検討会議の会議録	●	▲	●
市民懇談会の開催日時・場所・議題	●	●	●
市民懇談会の開催記録	●	▲	●
パブリックコメントにかける素案等	●	▲	●
提出された意見の概要と検討結果	●	▲	●
その年度における実施予定と前年度における実施状況	●	●	●

## 対象

- ・町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定又は変更
- ・町の基本的には方針を定める条例の制定又は改廃
- ・町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定又は変更
- ・広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ・法人等(地方公共団体を除く)に対する新たな出資
- ・その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの

※施設の規模、法人への出資額については規則で規定

## 対象(除外)

- ・次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないことができます。
  - 軽易なもの
  - 緊急に行わなければならぬもの
  - 法令の規定により実施基準が定められており、その基準に基づき行うもの
  - 町の機関内部の事務処理に関するもの

※町民参加手続を実施しなかつた場合は、事後速やかにその理由と内容等を公表するものとします。

## 町民参加の方法

- ・町民参加による検討会議の開催
- ・町民懇談会の開催
- ・パブリックコメント手続の実施
- ・その他の町民参加手続の実施

※1以上の適切な方法により町民参加手続を実施するものとします。ただし、対象1から3の項目については、原則として、すべての方法により実施するものとします。

## 町民参加手続

### 町民参加の対象

- |  |                                  |
|--|----------------------------------|
| 基本構想・基本計画及び個別分野における基本的な方針を定める計画等の策定・変更 | 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃 |
| 町の基本的な方針を定める条例の制定・改廃                   | 法人等(地方公共団体を除く)に対する新たな出資          |
| 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定・変更  | その他                              |

原則として、すべての方法により実施。

1以上の適切な方法により実施。

### 町民参加の方法

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| 素案検討からの参加  | 町民参加による検討会議の開催       |
| 素案に対する意見交換 | 町民懇談会の開催             |
| 素案の公表・説明責任 | パブリックコメント(意見公募)手続の実施 |

その他

## 町民参加手続(具体例)

対象の具体例	町民参加による検討会議	町民懇談会	パブリックコメント
振興計画の基本構想・基本計画 地域福祉計画、環境基本計画など	●	●	●
住民参加条例、協働条例、自治基本条例など	●	●	●
町が建設する大規模な施設(体育施設・文化施設など)の計画	●	●	●
国民健康保険税率の改正		●	
使用料や手数料などの改正		●	
第三セクターや公益法人への出資		●	
その他		●	

## 町民参加による検討会議の開催

①

- ・ 対象事項について、素案の段階から町民とともに検討する場として、町民参加による検討会議を開催します。
  - 附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関)
  - 附属機関に準ずる機関

## 町民参加による検討会議の開催

②

- 委員の選任

- 原則として公募により選任される者を含めるものとします。
- 委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の重複等を考慮し、町民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。ただし、すべての委員を公募により選任する場合は除きます。
- 町長は、検討会議の構成員の氏名を公表するものとします。

## 町民参加による検討会議の開催

③

- 会議等公開の原則

- 会議は公開しなければなりません。ただし、情報公開条例に定める不開示情報を審議する場合、公開することにより円滑な審議に支障が生じると認める場合は、この限りではありません。
- 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- 会議録を作成しなければなりません。
- 会議録は公表しなければなりません。

## 町民懇談会の開催

- ・ 対象事項について、町民と町の機関の自由な意見交換を行う場として、町民懇談会を開催します。
- ・ 開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- ・ 開催記録を作成し、公表しなければなりません。

## パブリックコメント(意見公募)手続の実施①

- ・ 対象事項について、素案等に対する町民の意見を幅広く収集するため、パブリックコメント(意見公募)手続を実施します。
- ・ パブリックコメント(意見公募)手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。
  - 対象とする事項の案
  - 対象とする事項の案の趣旨及び目的
  - 対象とする事項の案を作成した経緯
  - 意見の提出先、提出方法及び提出期間

## パブリックコメント(意見公募)手続の実施②

- ・パブリックコメント(意見公募)手続における意見の提出期間は、原則として30日以上でなければなりません。
- ・町民の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとします。
  - 町の機関が指定する場所への書面の持参
  - 郵便
  - ファクシミリ
  - 電子メール
- ・意見等を提出する町民は、住所、氏名を明らかにしなければなりません。

## パブリックコメント(意見公募)手続の実施③

- ・町の機関は、提出された意見等を考慮して、対象とする事項の意思決定を行うものとします。
- ・町の機関は、対象とする事項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、情報公開条例に基づく不開示情報に該当するものは除きます。
  - 提出された意見等の概要
  - 提出された意見等に対する町の考え方
  - 対象とする事項の案を修正した場合における当該修正内容

## その他の町民参加手続の実施

- ・この条例に定めるもののほか、より効果的と認められる町民参加手續がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

## 町民参加推進会議①

- ・設置(町長の諮問機関)
  - －この条例に基づく町民参加の適正な運用と本町の町民参加の推進について調査審議させるため
- ・所掌事務
  - －条例の運用状況に関する事項
  - －条例の見直しに関する事項
  - －その他町民参加の推進に関する事項

## 町民参加推進会議②

- 組織(10名以内)
  - 公募による町民
  - 学識経験者
  - その他町長が必要と認めるもの
- 任期
  - 3年
- 庶務
  - 総合政策課

## 町民参加の実施状況等の公表

- 町長は、毎年度、その年度における町民参加手続の実施予定及び前年度における町民参加手續の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

## 条例の見直し

- 町長は、この条例の施行後、運用状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

## その他整理事項

- 参加手続の対象とする大規模な施設の基準
- 会議録作成の基本方針
- 会議録の記載内容
- 会議録の標準様式(公表用)
- 委員公募の基本原則及び選考方法
- 市民懇談会の開催記録
- 開催記録の標準様式(公表用)
- 市民参加推進会議の詳細

